

U ビジョン研究所の認証審査を施設の重度化に伴い一部見直しました

2015 (平成 27) 年度の改正で特養ホームの入居基準が変り、要介護度 3 以上 (特例入居がある) となりました。改正から約 2 年経過し、特養ホームは重度者対象施設としての実態が顕著になりました。

認証施設の中には平均要介護度が 4.6 というところもあり、死亡退居が年間 3 割に達し、多いときは 4 割超えるところもありターミナルケアが重要になってきています。

このような入居者の重度化や認知症の増加、家族のいない人・家族との関わりが希薄な人が増えたことにより、特養ホームはより密室化し閉鎖的な傾向が強くなってきています。

入居者の人権を守るために、認証審査の内容を一部見直しました。

① 安全性の強化

事故を減らし、感染症予防対策を強化し、安心して 1 日 1 日を過ごすことができるよう、事故の原因究明や対策、感染症の予防が適切かどうかの確認を強化し評価する。

② ターミナルケアのプロセスを重視

ターミナルで何人看取りを行ったかだけでなく、その 1 人ひとりが最期までどう生き、支えられたかのプロセスを確認し評価する。

③ 虐待・拘束の確認

虐待が発生することが多い夜間は、1 人ひとりの居室に入り拘束の有無、臭いの有無、コールの位置を確認し、昼間は複数の評価者で確認する。拘束されている人がいた場合は基準に則り書類を確認し、拘束をはずすための対策は適切かを評価する。さらに職員の言動に関しても可能な限り注意を払い確認する。

④ コンプライアンスの確認

社会福祉法人としての社会的役割を果たすために最低限である法の順守と加算の要件を満たしているか確認を強化する。

⑤ 人材確保とサービス提供の確認

人材確保の状況を確認し、サービス提供の見直しがマンパワーに応じて検討、効率化が図られているか、人材確保の方法についてヒヤリングを行う。

⑥ 情報開示

認証の評価結果報告書、抜き打ち調査の結果報告書について、認証施設と相談しながら、可能な限り情報開示がさらに広げられるように努める。